

仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選定手順及び評価基準

(令和 5 年 11 月 1 日仙台市農業委員会事務局長決裁)

仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、次の選定手順及び評価基準により、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）に推薦された者及び応募した者（以下、「応募者等」という。）から、推進委員候補者を選定するものとする。

I 選定手順

- 1 応募者等のうち、農業委員会等に関する法律第 18 条第 4 項に規定されている (1)、(2) の者は、推進委員に任命出来ないため除外し、また、(3) ～ (5) の者については、推進委員となること がふさわしくないため、選定委員会において協議の上、評価対象者から除外する。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるま での者
 - (3) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者との関係を有する者
 - (4) 仙台市税の滞納者
 - (5) 違反転用の指導対象者
- 2 農業委員候補者となった者は、評価対象者から除外する。
- 3 担当区域毎に点数の高い者から順に、選定委員合議の上、担当区域毎に候補者の順位づけを 行う。同点の場合は、選定委員が協議の上決定する。
 また、複数の担当区域への応募があった場合は、第 1 希望を先に決定し、第 2 希望は、第 1 希 望で候補者とならなかった場合に選定する。
 なお、点数が 50 点未満の者は、候補者とししない。
- 4 委嘱前までに、当該区域内の候補者が辞退した場合等は、順位を繰り上げて候補者とするこ とを選定委員が了承した上で、適任な者であることを選定委員会の意見として、農業委員会に 報告する。

II 評価基準

推進委員の応募者等の評価は、推薦又は応募の際に提出された書類の記載内容に基づいて、次の 表の評価項目の内容により 100 点満点で評点する。なお、採点については各選定委員の評点を集計 し、平均点を用いる。

1 農地等の利用の最適化の推進に識見を有しているかどうか (50 点)

評価項目	評価内容	点 数		配点
①住所地	ア 担当区域に関する土地勘を有し、農地の利用最適化の推進に係る現場対応等に機敏に対応できるよう、担当区域内に居住する者を評価する。	担当区域内に居住し、地域の事情に詳しい者	20	20
②経歴	ア 農業委員、農地利用最適化推進委員の経歴がある者は、農地利用の最適化の推進に関して、優れた識見を有する者であることから、より高く評価する。	農業委員、農地利用最適化推進委員の職歴がある者	10	10
	イ 国や地方自治体の農政部門、農業教育・研究機関等で教職・研究の職歴、農業関係団体の営農部門の職歴がある者等は、農業に関する優れた識見を有する者と判断し評価する。	上記以外の農業関係の職歴、経歴がある者	5	

③資格	ア 農業に関する資格（普及指導員、技術士（農業部門）等）の国家資格を有する者は、優れた識見を有する者と判断しより高く評価する。	国家資格がある者	10	10
	イ 農業に関する資格を有する者は、優れた識見を有する者と判断し次に高く評価する。	その他の農業に関する資格がある者	5	
④営農年数	ア 営農年数がある者を評価し、より長く営農している者は、優れた識見を有する者と判断し、高く評価する。	10年以上の者	10	10
		10年未満の者	5	

2 農地等の利用の最適化の推進に熱意を有しているかどうか（50点）

評価項目	評価内容	点数		配点
⑤信頼、責任感、確実性	推薦を受けた者が、職務遂行能力を期待されていることから、適任であると評価する。 ア 農業団体（農業協同組合、土地改良区、農業共済組合）から推薦を受ける者は、地域貢献度が高く、地域からの信頼が厚いため、より高く評価する。 イ 上記以外の農業関係団体（認定農業者連絡会、集落営農組織等）、地域団体（自治会等）等からの推薦がある者を次に高く評価する。 ウ 個人からの推薦をその次の順に評価する。	農業団体（農業協同組合、土地改良区、農業共済組合）の推薦がある者	20	20
		農業関係団体、地域団体の推薦がある者	10	
		個人の推薦がある者	5	
⑥意欲、熱意	推薦に応じた理由及び応募した理由から次の観点で評価する。 ア 地域農業の振興のためにこれまで取り組んだ活動実績及び応募の動機（推進委員の業務に意欲があるかどうか） イ 課題認識は的確か（地域における農業の課題・農地利用最適化推進（農地の集積・集約、遊休農地の発生防止、農業への新規参入）の課題） ウ 課題解決に向けた抱負（イの課題を推進委員としてどう解決していきたいか）	活動実績及び動機	0～10	30
		地域の農業等の課題認識	0～10	
		地域の農業等の課題解決に向けた抱負	0～10	

3 営農評価

職務遂行にあたり、遊休農地（農地法第32条第1項第1号及び第2号）がある者については、適性に欠く面があるため、他者より低く評価し、20点減点とする。

※採点の結果、候補者となった場合は遊休農地について解消を促す。